

こども園及び保育園職員として守るべきこと

児童や保護者等への対応、職員間において保育者としての倫理に反することがないように、また、無用なリスクを避けるためにも次のことを守ってください。

- 1 保育者（全ての職種を含む）は、子どもの保育・教育と共に保護者の子育て支援など社会に貢献する仕事を担っていることを自覚すること
- 2 子どもの人権を尊重し、安全を守り、小さな変化にも気づくことができるよう「子どもの命を預かる」という責任感をもつこと
- 3 常に向上心を持ち、保育・教育における自己研鑽や学びの姿勢を継続すること
- 4 保育・教育は、組織の中でチームとして実践していくことを忘れず、「報・連・相」を行い、職員間の連携を図ること
- 5 個人情報の取り扱いに十分留意し、守秘義務を守ること

【子どもに対して】

- 大人の都合ではなく、子どもの気持ちに寄り添い、子どもを主体とした保育を行うこと
- 常に最善の利益を考え、不適切な関わりはしないこと
 - ・体罰の禁止（脅迫的な言葉かけ・乱暴な関わり）
 - ・性暴力（教育職員性暴力等防止法第2条3項）の禁止
 - ・差別的な関わりをしない

【保護者に対して】

- 保護者とともに子育てする姿勢を持ち、信頼関係を構築すると共に安心・安全を感じてもらえる保育を行うこと
- 私的なメールや写真のやりとりはしない。また、個人的なプレゼント等の授受は極力避けること

【職員に対して】

- 相手を批判するのではなく互いに尊重し合い、信頼関係を築くこと
- 日々のコミュニケーションを大切にし、十分な話し合いや理解、納得のもと同じ思いを持って仕事すること
- 周囲の人を思いやり、助け合い、協力すること
 - ・悪口や陰口は言わない
 - ・わからないことはそのままにせず、聞く
 - ・高圧的な態度や表情、言葉は使わない

令和6年6月1日

弁天こども園 園長 佐藤 道子
千葉駅保育園 園長 中村 浩子
このはの家 園長 小笠原晴代